

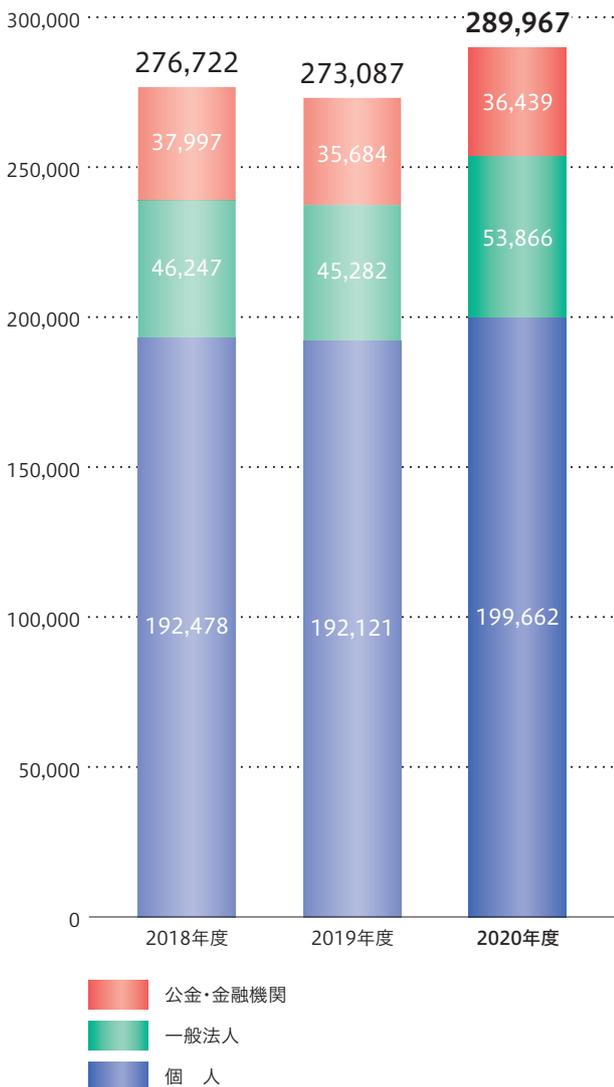
業績ハイライト

預金積金残高

新型コロナウイルス感染症対策の各種給付金の支給により、個人および一般法人を主体に大幅な増加となりました。

2020年度(2021年3月末)の総預金残高は2,899億円となりました。新型コロナウイルス感染症対策による各種給付金の支給や、一般法人において事業資金を確保する傾向が高まっている状況から、前年度対比168億円の増加となりました。

(単位:百万円)

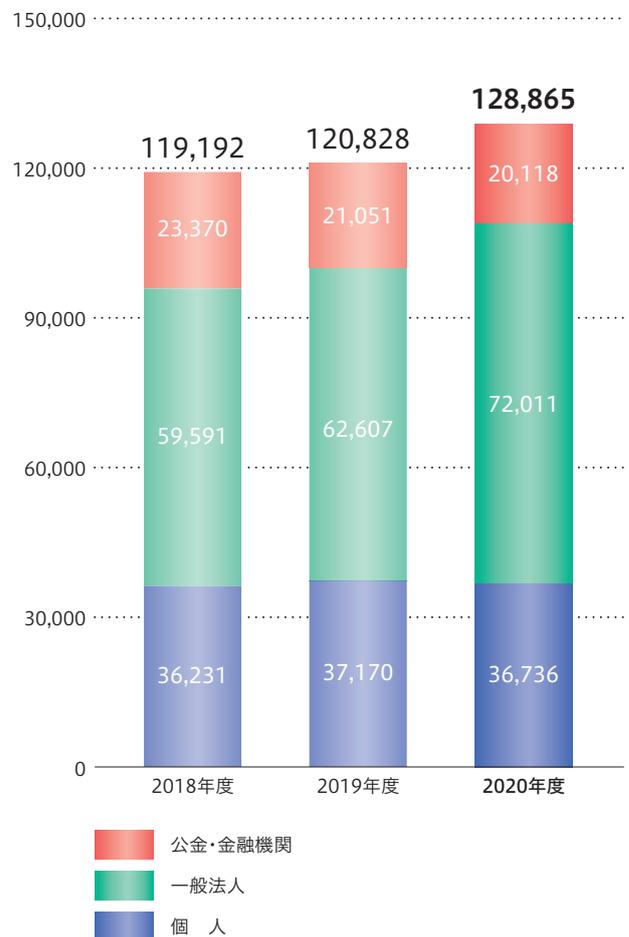


貸出金残高

一般法人向けの新型コロナウイルス感染症の影響による各種対応資金への積極的な取り組みにより大幅な増加となりました。

2020年度(2021年3月末)の総貸出金残高は1,288億円となりました。個人および地方公共団体向け貸出金が約定償還等により減少した一方で、一般法人では新型コロナウイルス感染症の影響による各種対応資金の積極的な取り組みにより、前年度対比80億円の増加となりました。

(単位:百万円)



※金額単位未満は切り捨てて表示しております。

業務純益・実質業務純益・コア業務純益・
コア業務純益（投資信託解約損益を除く）・経常利益・当期純利益

皆さまに安心してお取引いただけるよう、安定した収益確保に努めております。

市場金利低下の長期化で収益環境は厳しい状況が続き、余資運用の伸び悩みおよび債券売却益を抑えたことで減収となりましたが、貸出金の増加に伴い貸出金利息が増収に転じたほか、新型コロナウイルス感染防止によるイベントの中止や出張の自粛による経費減少等により、総体では対前年度比で減収増益となりました。

■業務純益

本来の事業活動でいくら利益を出したのか、金融機関の収益状況を的確に示している重要な指標といわれています。



■実質業務純益

本来の事業活動による利益（業務純益）から一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたもので、金融機関の収益力をより厳密に示している指標といえます。



■コア業務純益

実質業務純益から、債券売却損益（債券5勘定戻）の影響を除いたもので、金融機関の本来の収益力を示す指標といわれています。



■コア業務純益（投資信託解約損益を除く）

コア業務純益 - 投資信託解約損益



■経常利益

経常収益から経常費用を引いたもので、毎年生じる通常の利益を表すものです。



■当期純利益

経常利益から特別損益を調整し、税金等を差し引いたもので、最終的な利益です。



※金額単位未満は切り捨てて表示しております。

自己資本 健全性にかけては自信があります。

当金庫は自己資本総額として171億円を有し、自己資本比率は15.11%と国内基準の4%を大きく上回る水準を維持しております。

自己資本比率

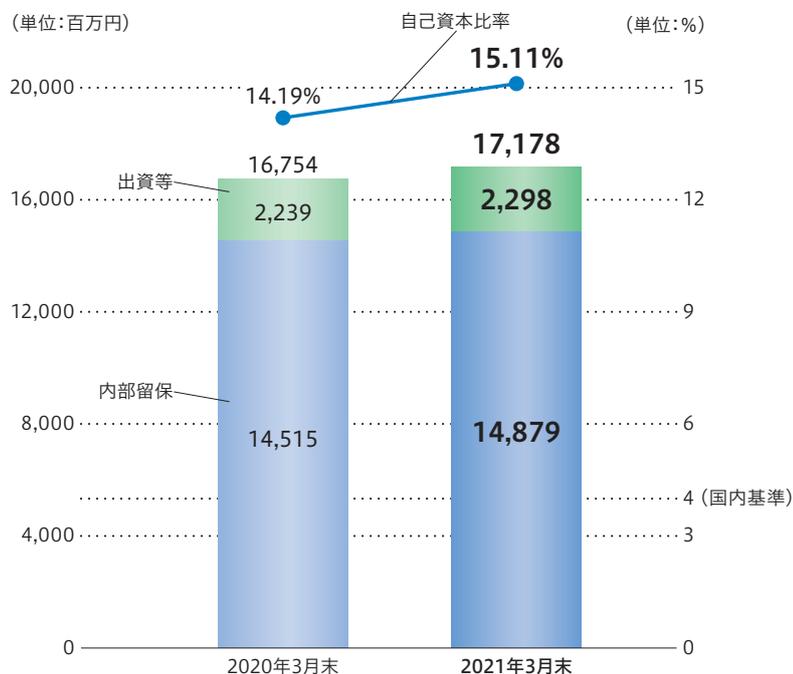
15.11%

自己資本の重要性

自己資本は、運用している資産が不良化や回収不能となり損失が発生した場合、これらに対する蓄えとしての役割を果たしてくれるもので、自己資本比率が高いことは蓄えを多く持っていることであり、健全性をあらわす重要な指標といえます。

自己資本額

171億78百万円



自己資本比率

(単位:百万円・%)

項目	2020年3月末	2021年3月末
コア資本基礎項目 (A)	16,917	17,236
コア資本調整項目 (B)	163	57
自己資本総額 [A - B] (C)	16,754	17,178
リスク・アセット等 (D)	118,069	113,670
単体自己資本比率 (C)/(D)×100	14.19	15.11

※詳細は42ページに記載しております。

自己資本比率の算出方法

自己資本比率は、自己資本額を分子とし、リスク・アセットを分母として算出します。分母となるリスク・アセットは、資産ごとの回収リスクに応じて算出することになっており、現金や国債などの回収リスクの少ない資産は分母に入れなくてもよいことになっています。

※金額単位未満および小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。

不良債権の状況

当金庫は貸出資産の健全性を確保するため、審査態勢の強化に努め、不良債権処理を積極的にすすめるとともに、十分な貸倒引当金を引き当てており、経営の健全性を維持しております。

金融再生法に基づく開示債権および同債権に対する保全状況

(単位:百万円)

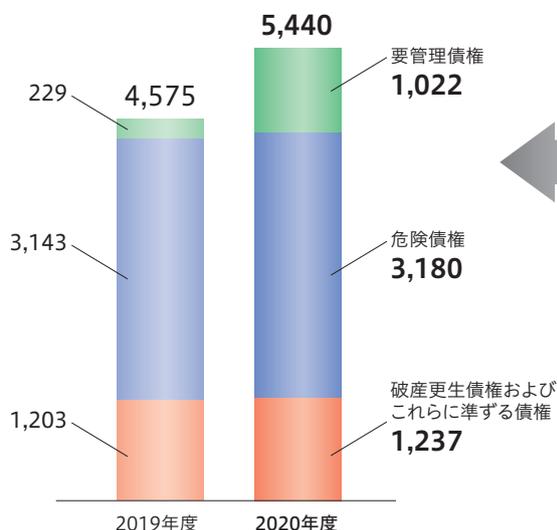
区 分	開示残高 (A)	保全状況					
		保全額 (B)	担保・保証等による回収見込額 (C)	貸倒引当金 (D)	保全率 (B)/(A)	引当率 (D)/(A-C)	
金融再生法上の不良債権	2019年度	4,575	4,318	2,505	1,813	94.36%	87.55%
	2020年度	5,440	4,549	2,646	1,902	83.61%	68.09%
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	2019年度	1,203	1,203	911	292	100.00%	100.00%
	2020年度	1,237	1,237	939	298	100.00%	100.00%
危険債権	2019年度	3,143	3,043	1,522	1,520	96.82%	93.83%
	2020年度	3,180	3,052	1,449	1,603	95.99%	92.63%
要管理債権	2019年度	229	71	71	0	31.12%	0.10%
	2020年度	1,022	258	257	0	25.29%	0.10%
正常債権	2019年度	116,803					
	2020年度	124,140					
合 計	2019年度	121,379					
	2020年度	129,581					

上記項目の説明

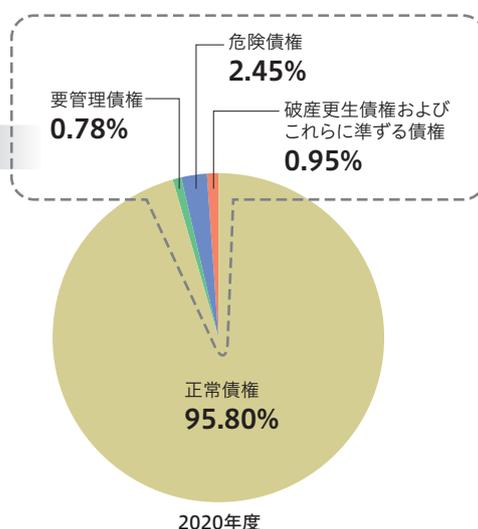
- 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権で、上記1.2.3.以外の債権をいいます。
- 「担保・保証等による回収見込額」とは、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権の貸倒引当金は個別債務者区分ごとに損失額を算定し、その相当額を引当てした額です。また、要管理債権の貸倒引当金は貸倒実績率に基づいて算定した引当額です。
- 「保全率」は、金融再生法上の不良債権に対し、担保・保証、貸倒引当金にてカバーされている割合です。

【不良債権の内訳】

(単位:百万円)



【区別の残高構成比率】



※金額単位未満および小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。

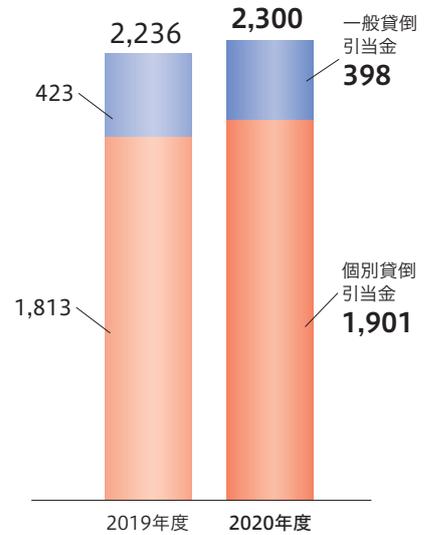
貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2019年度	377	423	—	377	423
	2020年度	423	398	—	423	398
個別貸倒引当金	2019年度	1,754	1,813	25	1,728	1,813
	2020年度	1,813	1,901	19	1,793	1,901
合 計	2019年度	2,132	2,236	25	2,106	2,236
	2020年度	2,236	2,300	19	2,216	2,300

【貸倒引当金期末残高の内訳】

(単位:百万円)



貸出金償却の金額

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
貸 出 金 償 却	21	2

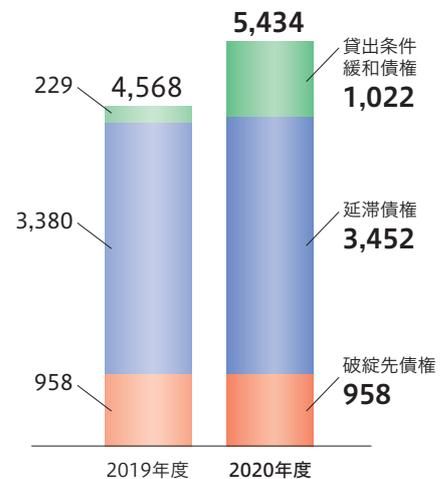
信用金庫法に基づくリスク管理債権および同債権の引当・保全状況

(単位:百万円)

区 分		残 高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/A
破 綻 先 債 権	2019年度	958	706	252	100.00%
	2020年度	958	705	252	100.00%
延 滞 債 権	2019年度	3,380	1,720	1,560	97.04%
	2020年度	3,452	1,676	1,649	96.30%
3か月以上延滞債権	2019年度	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	2019年度	229	71	0	31.12%
	2020年度	1,022	257	0	25.29%
合 計	2019年度	4,568	2,497	1,813	94.35%
	2020年度	5,434	2,640	1,902	83.59%

【リスク管理債権残高の内訳】

(単位:百万円)



上記項目の説明

- 「破綻先債権」とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - ①会社更生法または金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
- 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ②債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- 「3か月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額を既に引き当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 「担保・保証」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 破綻先債権、延滞債権の貸倒引当金は個別債務者区分ごとに損失額を算定しその相当額を引当てした額です。また、貸出条件緩和債権の貸倒引当金は貸倒実績率に基づいて算定した引当額です。
- 「保全率」は、リスク管理債権額に対し、担保・保証、貸倒引当金にてカバーされている割合です。

※金額単位未満および小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。